令和５年度

共済組合及び互助会事務の手引

地方職員共済組合広島県支部
一般財団法人 広島県職員互助会

【　各制度の担当　】

		内　線
短　期　給　付	------ 給付年金グループ	--２２６２
互　助　会　事　業	------ 給付年金グループ	--２２６３
福祉事業（保健事業）	------ 福利グループ	---２２６０
貸　付　事　業	------ 福利グループ	---２２６１
長　期　給　付	------ 給付年金グループ	-２２６４

目　　次

【概要】

1　短期給付
(1)　制度の概要……1
(2)　財源率……2
(3)　被扶養者の認定基準……3
(4)　第三者加害行為による手続……5
(5)　共済組合短期給付一覧……6
(6)　共済組合短期給付一覧（注意事項）……9

2　互助会事業
(1)　概要……11
(2)　給付事業……11
(3)　福利厚生事業……12
(4)　公益目的支出計画実施事業……13

3　福祉事業
(1)　概要……14
(2)　保健事業の概要……14
(3)　貸付制度……16

4　長期給付
(1)　年金制度の概要……20
(2)　財源率……21
(3)　一般的事項……22

【手続き】

5　事務手続
(1)　共済組合
ア　組合員資格……26
イ　掛金・負担金……28
ウ　短期給付……29
エ　長期給付……30
オ　貸付……31

(2)　互助会
ア　会員資格……34
イ　掛　　金……34
ウ　給　　付……34

◎各種様式等は、「福利厚生情報ページ」に掲載しております。

庁内グループウェアの左下リンクのリンク集

↓

各課ホームページの福利課（福利厚生）

↓

中央の列の下の**申請書類ダウンロード**

◎総務事務システムからも申請書類をダウンロードできます。

諸手当各種届出（事象別メニュー）

☆事象☆ をクリックして該当項目を選択し、印刷後共済組合（互助会）に**紙提出**してください。

事象別選択ダイアログ
・結婚等した場合
・転居した場合
・扶養親族が異動した場合（学生継続の場合を含む。）
・氏名を変更した場合
・本人又は配偶者が妊娠・出産した場合
・通勤方法を変更した場合
・人事異動があった場合
・採用時の手続き
・本人又は家族が病気やけがをした場合
・本人又は扶養親族が災害や事故にあった場合
・育児休業から復帰する（した）場合
・本人が死亡した場合
・諸届・諸証明等

法 令 等 の 略 称

（略称）	（法令名等）
地共法	地方公務員等共済組合法
地共令	〃 施行令
地共規程	〃 施行規程
地共定款	地方職員共済組合定款
地共運営規則	地方職員共済組合運営規則
地共連定款	地方公務員共済組合連合会定款
地共貸規程	地方職員共済組合員貸付規程
地共貸細則	地方職員共済組合組合員貸付規程施行細則
定款	一般財団法人 広島県職員互助会定款
互助会会員に関する規程	一般財団法人 広島県職員互助会会員に関する規程
互助会給付規程	一般財団法人 広島県職員互助会給付規程

1　短期給付

(1)　制度の概要

ア　法定給付(地共法第 53 条)

共済組合が行う短期給付のうち、法律でその種類が定められているものをいう。

共済組合の法定給付には、民間で働く労働者に適用される健康保険制度にはない、休業手当金、弔慰金、家族弔慰金及び災害見舞金の給付が含まれている。

育児休業手当金及び介護休業手当金の給付は、雇用保険法に基づく給付に準じたものである。

【法定給付の種目】

区　分	給付事由	給付種目	
		組合員の場合	被扶養者の場合
保健給付	病気、負傷	療養の給付 入院時食事療養費 保険外併用療養費 療養費 訪問看護療養費 移送費 高額療養費	家族療養の給付 家族療養費 家族訪問看護療養費 家族移送費 高額療養費
	出　産	出産費	家族出産費
	死　亡	埋葬料	家族埋葬料
休業給付	欠　勤　等	傷病手当金 出産手当金 休業手当金 育児休業手当金 介護休業手当金	
災害給付	災　害	弔慰金 災害見舞金	家族弔慰金

イ　附加給付(地共法第 54 条、地共令第 23 条の2)

附加給付とは、共済組合がその財政上の余裕を基礎として、任意的に法定給付を補足する意味で、法定給付に合わせて行う給付である。

具体的な給付の内容、条件等は、地方職員共済組合の定款で定められている。

【附加給付の種目】

給付事由	給付種目	
	組合員の場合	被扶養者の場合
病気、負傷	(一部負担金払戻金)	家族療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金
出　産	出産費附加金	家族出産費附加金

(2) 財源率

ア　掛金率及び負担金率

（単位：千分率）

組合員の種類		掛金率				負担金率					合計	
		短期給付	福祉事業	計	介護納付金	短期給付	公的負担	福祉事業	計	介護納付金	短期・福祉	介護納付金
一般・短期組合員	標準報酬月額 標準期末手当	44.08	1.28	45.36	8.53	44.08	0.06	1.28	45.42	8.53	90.78	17.06
船員組合員	標準報酬月額 標準期末手当	42.23	1.28	43.51	8.53	45.93	0.06	1.28	47.27	8.53	90.78	17.06
知事及び特別職の組合員	標準報酬月額 標準期末手当	44.08	1.28	45.36	8.53	44.08	0.06	1.28	45.42	8.53	90.78	17.06
後期高齢者等組合員	標準報酬月額 標準期末手当	2.33	1.28	3.61	―	2.33	0.06	1.28	3.67	－	7.28	―
任意継続組合員	標準報酬月額 標準期末手当	88.16	－	88.16	17.06	－	－	－	－	－	88.16	17.06

（注）　産前産後休業及び育児休業期間は，掛金及び掛金相当部分の負担金免除あり。

イ　掛金の基礎となる標準報酬の月額の最高限度額及び期末手当等の年度累計額の上限額

標準報酬の月額の最高限度額	一般職	139 万円
	特別職	
期末手当等の年度累計額の上限額	一般職	573 万円
	特別職	

ウ　期末手当等の範囲

期末手当、勤勉手当、期末特別手当、任期付研究員業績手当、特定任期付職員業績手当

エ　標準報酬制では、給料月額が同じ額でも諸手当の多寡により、個人ごとに保険料（本人負担分）が変わります。支給額計の「報酬月額」を標準報酬等級表に当てはめて得られた「標準報酬月額」により標準報酬制における掛金を算定しています。

オ　被用者年金制度の一元化に伴い、短期掛金（医療）・長期掛金（年金）などの毎月の給料から控除されている共済掛金や、傷害手当金などの共済給付・長期給付の算定の基礎が「標準報酬制」により決定します。

(3)　被扶養者の認定基準（地共法第2条関係）

ア　系累上からみた扶養親族の範囲・・・・・・(別図)

次に掲げる者で主として組合員の収入により生計を維持するものは被扶養者となる。

(ア) 組合員の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(イ) 組合員と同一世帯に属する

- 三親等内の親族で(ア)に掲げる者以外の者
- 組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子

(運用方針)

「組合員と同一の世帯に属する」とは、組合員と生計を共にし、かつ、同居している場合をいう。

イ　生計維持関係

次に掲げる者は、「主として組合員の収入より生計を維持する者」に該当しないので、被扶養者として認定されない。

(ア) 年額130万円以上(月額108、334円以上、日額3、612円以上)の所得がある者。ただし、所得全部又は一部が公的年金等のうち障害を支給事由とする給付に係る所得である場合又は60歳以上の者であって年額180万円以上の所得がある者。

(注)　公的年金等とは国民年金法及び同法第5条第1項に規定する被用者年金各法に基づく年金たる給付、その他の公的な年金たる給付をいう。

(イ) 被扶養者として申告する者について、当該組合員以外の者が扶養手当又はこれに該当する手当てを受けている者。

(ウ)　共同で扶養する場合において、社会通念上組合員が主たる扶養者でない者

上記以外等の者を除き、通常稼働能力があるものと考えられる場合が多いので扶養事実及び扶養しなければならない事情を具体的に調査確認して処理するものとする。

(運用方針)

恒常的所得がイの(ア)に定める金額以上であれば被扶養者とはならないが、当該金額未満であっても組合員との生計維持関係がなければ被扶養者として認定できない。

（別図） 三親等内親族図

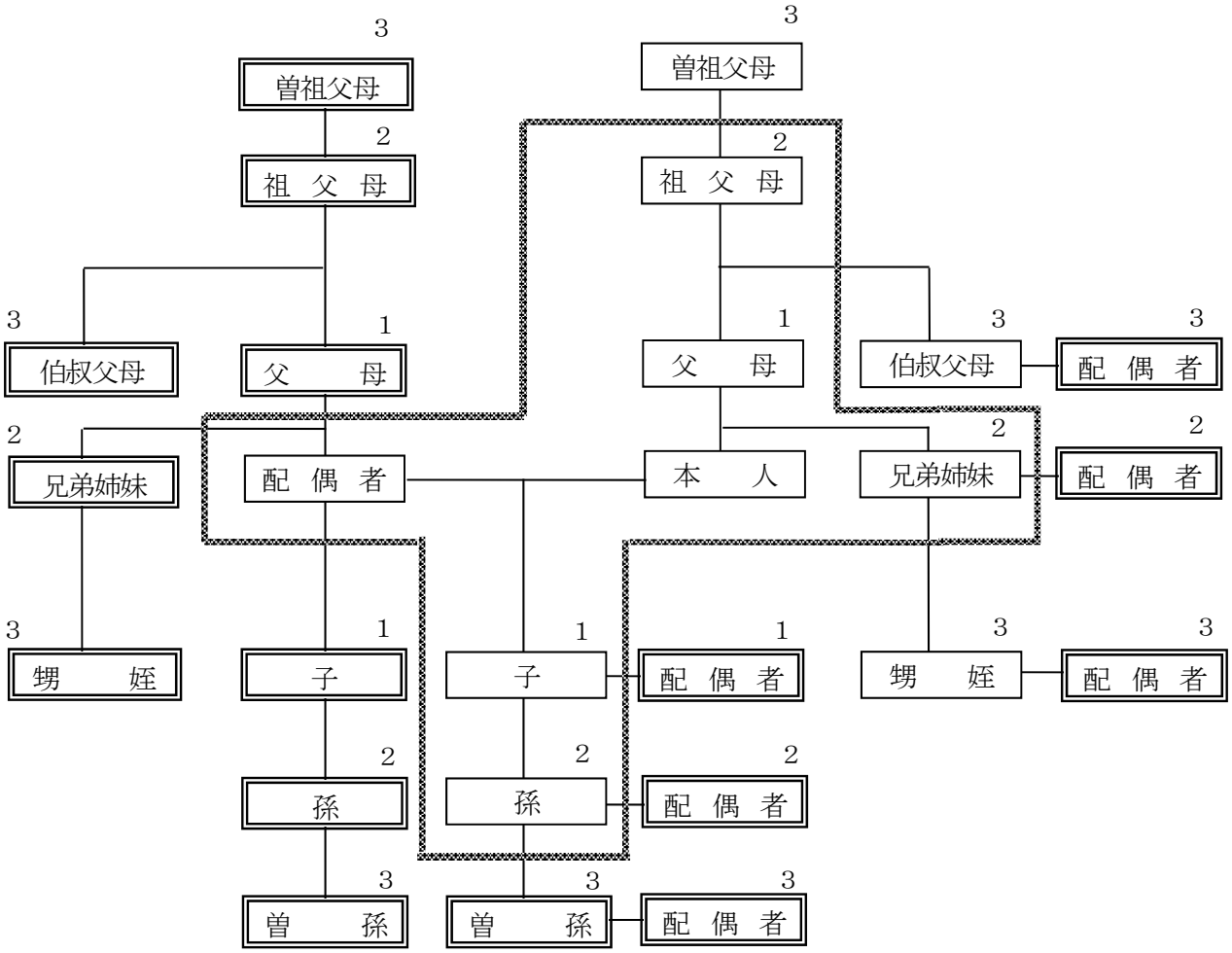

（注） 1 □は血族を表わし、▣は姻族を表わす。

2 図は本法上の扶養親族の範囲を表わし、▬で囲った部分は給与条例の扶養親族の範囲を表わす。

3 本法上の扶養親族の範囲には、上記のほか、いわゆる内縁関係にある配偶者の父母及び子も含まれる。

4 給与条例の扶養親族の範囲には、▬ の範囲の者のほか、心身に著しい障害がある者も含まれる。

5 配偶者の下に図示された姻族の子、孫等は配偶者が先夫又は先妻との間に設けた子、孫等を意味する。

（参 考）

◎ 所得の定義

所得は、所得税法上の所得をさすものでなく、被扶養者として設定しようとする者の年間における恒常的な収入の総額を示す。

※ 恒常的な収入

年間あるいは月々に一定した収入が引き続き予想されること。資産所得、事業所得等については、所得を得るために社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費に限り、その実額を控除した後の額をいう。

なお、雇用保険法に基づく失業給付（雇用保険）、健康保険法に基づく資格喪失後の傷病手当金なども恒常的収入に含まれる。（日額比較）

ウ　被扶養者の届出、申告について

（ｱ）　新たに組合員になった者に被扶養者の要件を備える者がある場合

（ｲ）　組合員に次の事実が生じた場合

被扶養者の要件を備える者が生じたとき

被扶養者がその要件を欠くに至ったとき

（ｳ）　学生継続（4月～検認）及び継続（検認）

子、孫及び弟妹並びに地共法第2条第1項第2号ロ及びハに掲げる者を引き続き被扶養者とするときは、18歳以上の学生の場合（高等学校の在学者を除く。）で大学等に進学された時は在学証明書を、22歳以上の学生の場合は在学証明書と所得に関する証明書、学生以外の場合は所得に関する証明書及び申立書を提出すること。

※「その届出を受けた日」とは、所属機関の受付年月日によるものであることから所属機関の長はその受付年月日を明確にしておくこと。

届出が事実の生じた日から30日以内にされない場合には、その届出を受けた日から認定することとなる。

（4）　第三者加害行為による手続（地共法第50条）

ア　給付事由が第三者の不法行為によって生じ保険給付した場合には、組合は本来必要がなかった給付を行うこととなり、不測の損害を被ることになる。これを防止するため、組合が給付の受給権者の有する損害賠償請求権を代位取得することとされている。

イ　給付がなされる以前に給付を受ける権利を有する者が第三者から損害賠償を受けたとき若しくは損害賠償請求権の全部又は一部を放棄したときは、組合は、その価額の限度で給付をしない。

ウ　給付事由が、第三者によって生じた場合において、給付の支給を受けようとする者は、損害賠償申告書を組合に提出しなければならない。

提出に必要な書類

・ 損害賠償申告書
・ 事故発生状況報告書（所定様式）
・ 念書(所定様式)
・ 交通事故等証明書（警察署発行のもの）
・ その他

（5）　他の法令との調整（地共法第62条）

被爆者健康手帳取得届出書

老人医療費受給者証取得届出書

重度心身障害者医療費受給者証取得届出書

ひとり親家庭医療費受給者証取得届出書

乳幼児・こども医療費受給者証取得届出書

参考１　当組合の短期給付一覧

区分		給付の種類	支給要件	支給額	
法定給付	保健給付	療養の給付 ※1	組合員が公務外の病気または負傷により医療機関等から療養を受けた場合	医療費×0.7	70歳以上0.8 (一定以上所得者0.7)
		入院時 食事療養費 ※2	組合員が公務外の病気または負傷により医療機関等から療養の給付と併せて食事療養を受けた場合	基準額(食事費) 一食事療養標準負担額 (一般　４６０円/食)	
		入院時 生活療養費 ※2	特定長期入院組合員(65歳以上の療養病床入院患者)が公務外の病気または負傷により医療機関等から食事および病室の提供である療養を受けた場合	基準額（生活療養費） 一生活療養標準負担額 （一般　1、750円／日）	
		保険外 併用療養費 ※2	組合員が公務外の病気または負傷により医療機関等から評価療養、患者申出療養または選定療養を受けた場合	医療費×0.7	70歳以上0.8 (一定以上所得者0.7)
		療養費	①組合が療養の給付等を行うことが困難であると認めた場合 ②組合員が医療機関等以外の療養機関から療養を受け、組合がやむを得ないと認めた場合 ③組合員が公務外の病気または負傷により医療機関等から受けた療養の費用を支払った場合において、組合が必要と認めた場合	医療費×0.7	70歳以上0.8 (一定以上所得者0.7)
		訪問看護 療養費	組合員が公務外の病気または負傷により指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受け、組合が必要と認めた場合	指定訪問看護費用 ×0.7	70歳以上0.8 (一定以上所得者0.7)
		移送費	組合員が療養の給付(保険外併用療養費に係る療養を含む。)を受けるため病院または診療所に移送され、組合が必要と認めた場合	最も経済的な経路および方法により組合が相当と判断する額	
		家族療養費 ※2	①被扶養者が医療機関等から療養を受けた場合 ②被扶養者が入院時食事療養費・入院時生活療養費の支給要件に該当した場合 ③被扶養者が保険外併用療養費の支給要件に該当した場合 ④被扶養者が療養費の支給要件に該当した場合	医療費×0.7	義務教育就学前0.8 70歳以上0.8 (一定以上所得者0.7)
		家族訪問看護 療養費 ※2	被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受け、組合が必要と認めた場合	指定訪問看護費用 ×0.7	義務教育就学前0.8 70歳以上0.8 (一定以上所得者0.7)
		家族移送費	被扶養者が家族療養費に係る療養を受けるため病院または診療所に移送され、組合が必要と認めた場合	最も経済的な経路および方法により組合が相当と判断する額	

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>給付の種類</th><th colspan="6">支給要件</th></tr>
<tr><td rowspan="12">法定給付</td><td rowspan="12">保健給付</td><td rowspan="9">高額療養費</td><td colspan="6">療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費および家族訪問看護療養費に係る一部負担金等の額(下記BおよびCの場合は一部負担金等世帯合算額)が、下記の区分に掲げる高額療養費算定基準額(多数回該当の場合は【 】内の額)を超えた場合に、その超えた額を支給</td></tr>
<tr><td colspan="2">70歳未満の者</td><td colspan="4">高齢受給者（70歳以上75歳未満　※3）の者</td></tr>
<tr><td>標準報酬の月額</td><td>高額療養費算定基準額
世帯単位（C）</td><td colspan="2" rowspan="2">区分</td><td colspan="2">高額療養費算定基準額</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>個人単位
(外来：A)</td><td>世帯単位
(入院+外来：B)</td></tr>
<tr><td>83万円以上</td><td>252,600円+（医療費−842,000円）×1%
【140,100円】</td><td rowspan="3">現役並み</td><td>83万円以上</td><td colspan="2">252,600円+（医療費−842,000円）×1%
【140,100円】</td></tr>
<tr><td>53万円~83万円未満</td><td>167,400円+（医療費−558,000円）×1%
【93,000円】</td><td>53万円~83万円未満</td><td colspan="2">167,400円+（医療費−558,000円）×1%
【93,000円】</td></tr>
<tr><td>28万円~53万円未満</td><td>80,100円+（医療費−267,000円）×1%
【44,400円】</td><td>28万円~53万円未満</td><td colspan="2">80,100円+（医療費−267,000円）×1%
【44,400円】</td></tr>
<tr><td>28万円未満</td><td>57,600円
【44,400円】</td><td colspan="2">一般
（28万円未満）</td><td>18,000
[年間上限
144,000円]</td><td>57,600円
【44,400円】</td></tr>
<tr><td rowspan="2">低所得者</td><td rowspan="2">35,400円
【24,600円】</td><td colspan="2">低所得者Ⅱ</td><td rowspan="2">8,000円</td><td>24,600円</td></tr>
<tr><td colspan="2">低所得者Ⅰ</td><td>15,000円</td></tr>
<tr><td>高齢受給者の外来療養に係る年間の高額療養費</td><td colspan="6">高齢受給者が1年間（8月1日から翌年7月31日までの期間）の外来療養の自己負担限度額の合計が144,000千円を超えた場合に超えた金額を支給</td></tr>
<tr><td>高額介護合算療養費</td><td colspan="6">医療保険と介護保険における１年間（８月１日から翌年７月31日）の自己負担額が著しく高額になり、自己負担限度額を超えた場合に支給</td></tr>
<tr><td rowspan="2">出産費
および
家族出産費</td><td colspan="3">組合員(１年以上組合員であった者で退職後６月以内である者を含む。)が出産した場合</td><td colspan="2" rowspan="2">定額488,000円
また、産科医療補償制度に加入している分娩機関における出産の場合は、さらに12,000円を加算</td></tr>
<tr><td colspan="3">被扶養者が出産した場合</td></tr>
<tr><td rowspan="3">埋葬料
および
家族埋葬料</td><td rowspan="2">組合員(組合員であった者で退職後３月以内である者を含む。)が公務によらないで死亡した当時</td><td colspan="2">被扶養者がいる場合（被扶養者に支給）</td><td colspan="2" rowspan="3">定額50,000円
（ただし、埋葬を行うべき被扶養者のいない組合員が死亡した場合は、実際に埋葬を行った者に50,000円の範囲内で、埋葬に要した費用を支給）</td></tr>
<tr><td colspan="2">被扶養者がいない場合(実際に埋葬を行った者に支給)</td></tr>
<tr><td colspan="3">被扶養者が死亡した場合</td></tr>
</table>

区分		給付の種類	支給要件	区分
法定給付	休業給付	傷病手当金	組合員（任意継続組合員を除く。以下、介護休業手当金まで同じ。）が公務外の病気または負傷をし、療養のため引き続き勤務に服することができない場合（支給期間は同一傷病については待期期間３日を経過した日から通算して１年６月間（結核性の病気については３年間））	【原則】（支給開始日以前の継続した組合員期間が１２月以上） 支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額の平均額×１/22の額（10円未満四捨五入）×2/3の額（円位未満四捨五入） 【例外】（支給開始日以前の継続した組合員期間が１２月未満） 「次の①又は②のいずれか低い額」×1/22の額（10円未満四捨五入）×2/3の額（円位未満四捨五入） ①支給開始日以前の継続した組合員期間の標準報酬月額の平均額 ②前年度９月３０日時点の組合平均標準報酬月額（令和5年度は、令和４年９月３０日時点の組合平均標準報酬月額440,000円を用いる。）
		出産手当金	組合員が出産した場合(支給期間は出産の日前42日(多胎妊娠は98日)から出産後56日の期間までに勤務に服することができなかった期間)	
		休業手当金	組合員が右の①から⑤の事由により欠勤した場合 ① 扶養者の病気または負傷(支給期間は全期間) ② 組合員の配偶者の出産(支給期間は14日) ③ 組合員等に係る公務外の災害(支給期間は５日) ④ 組合員の婚姻・配偶者の死亡等(支給期間は７日) ⑤その他運営規則で定める事由(支給期間は運営規則で定める期間)	１日につき標準報酬の日額×0.5
		育児休業手当金	組合員が育児休業をした場合 （支給期間は最長で子が１歳に達するまで（ただし、子が１歳から１歳６月の間は、総務省令に定める場合が続く限り、支給）。なお、雇用保険での給付が場合、共済組合からの給付はしない。パパ・ママ育休プラスの場合は子が１歳２か月（最大１年間）に達するまで。）	育児休業を開始してから180日間 １日につき標準報酬の日額×0.67（給付上限相当額を超える場合は、給付上限相当額） 残りの期間　１日につき標準報酬の日額×0.5（給付上限相当額を超える場合は、給付上限相当額）
		介護休業手当金	組合員が要介護家族等を介護するために休業した場合なお、雇用保険での給付が場合、共済組合からの給付はしない。 (支給期間は最長で66日間)	１日につき標準報酬の日額×0.67 ただし、給付上限相当額を超える場合は、給付上限相当額
	災害給付	弔慰金および家族弔慰金	組合員が水震火災その他の非常災害により死亡した場合	弔慰金＝標準報酬の月額
			被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡した場合	家族弔慰金＝弔慰金×0.7
		災害見舞金	組合員が水震火災その他の非常災害によりその住居または家財に損害を受けた場合	限度額＝標準報酬の月額×損害の程度に応じた月数

※　罹災組合員見舞金（共済本部保健事業）

自然災害により、住居又は家財に損害を受けた組合員で、災害見舞金の支給を受けた者に対し30,000 円を支給する。

（支給の決定は、災害見舞金の支給（決定を含む。）に合わせて行うため、請求書等の提出の必要はない。）

区分	給付の種類	支給要件	区分
附加給付	家族療養費附加金	家族療養費に関する自己負担額が25,000円（上位所得者の被扶養者に係るものにあっては50,000円）を超えた場合	自己負担額－25,000円 （上位：自己負担額－50,000円）
		組合員の一部負担金または被扶養者の自己負担額(以下「一部負担金等額」という。)を合算することにより合算高額療養費が支給される場合で一部負担金等額が50,000円（上位所得者またはその被扶養者に係るものにあっては100,000円）を超えた場合	一部負担金等額－50,000円 （上位：一部負担金等額－100,000円）
	家族訪問看護療養費附加金	家族訪問看護療養費に関する自己負担額が25,000円（上位所得者の被扶養者に係るものにあっては50,000円）を超えた場合	自己負担額－25,000円 （上位：自己負担額－50,000円）
	出産費附加金	出産費が支給される場合	30,000円
	家族出産費附加金	家族出産費が支給される場合	30,000円
	傷病手当金附加金	傷病手当金の支給期間経過後、当該傷病手当金に係る傷病と同一の傷病により勤務に服することができない場合(支給期間は傷病手当金の支給期間が終了した日から6月間)	【原則】（支給開始日以前の継続した組合員期間が１２月以上） 支給開始日の属する月以前の直近の継続した12月か月の各月の標準報酬の月額の平均額×１/22の額（10円未満四捨五入）×2/3の額（円位未満四捨五入） 【例外】（支給開始日以前の継続した組合員期間が１２月未満） 「次の①又は②のいずれか低い額」×1/22の額（10円未満四捨五入）×2/3の額（円位未満四捨五入） ①支給開始日以前の継続した組合員期間の標準報酬月額の平均額 ②前年度9月30日時点の組合平均標準報酬月額（令和４年度は、令和３年9月30日時点の組合平均標準報酬月額440,000円を用いる。）
一部負担金払戻金		組合員の一部負担金の額等が25,000円（上位所得者に係るものにあっては50,000円）を超えた場合	一部負担金の額等－25,000円 （上位：一部負担金の額等－50,000円）
		組合員の一部負担金の額等を合算することにより合算高額療養費が支給される場合で当該一部負担金の額等が50,000円（上位所得者に係るものにあっては100,000円）を超えた場合	合算後の一部負担金の額等－50,000円 （上位：合算後の一部負担金の額等－100,000円）

(注意事項)

1　※1は、現物給付となる給付である。現物給付とは、組合員が医療機関等の窓口で支払った一部負担金以外の部分について、組合が別途医療機関等に支払う方法である。

2　※2は、原則として、現物給付であるが、組合が認めたときに現金給付となる給付である。現金給付とは、組合員等が保険医療機関の窓口で支払った医療費について、所定の方法によって算定した金銭を組合員に支給する方法である。

3　※3は、70 歳に達する日の属する月の翌月以後で 75 歳の誕生日の前日までの組合員又は被扶養者

4　医療費とは、保険適用範囲のものに限る。

5　医療機関等とは、組合の経営する医療機関または薬局、組合員に対し療養を行う医療機関または薬局で組合員の療養について組合が契約しているもの、保険医療機関または保険薬局である。

6　療養とは、診察、薬剤または治療材料の支給、処置・手術その他の治療、居宅における療養上の管理およびその療養に伴う世話その他の看護、病院または診療所への入院およびその療養に伴う世話その他の看護である。

7　一定以上所得者とは、療養の給付を受ける月の標準報酬の月額が 28 万円以上の者である。

8　多数回該当とは、当該療養のあった月以前の12月以内に既に高額療養費が支給されている月数が３月以上ある場合である。

9　低所得者Ⅱとは、市町村民税非課税者および生活保護法に規定する要保護者(低所得者Ⅰである場合を除く。)である。

10　低所得者Ⅰとは、組合員およびその被扶養者のすべてが市町村民税に係る所得がない者もしくは生活保護法に規定する要保護者である。

11　低所得者とは、市町村民税非課税者等である。

12　標準報酬の月額とは、地方公務員等共済組合法第43条第１項に規定する標準報酬の月額である。

13　標準報酬の日額とは、標準報酬の月額を22で除し端数処理をして得た額である。

14　上位所得者とは、療養の給付を受ける月の標準報酬の月額が53万円以上の者である。

15　給付上限相当額とは、雇用保険法第１７条第４項第２号ロに定める額及びハに定める額（当該額が同法第18条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額)に相当する額に30を乗じて得た額の50/100(介護休業手当金については67/100）に相当する額を22で除して得た額をいう。なお、育児休業手当金の給付上限相当額は、育児休業を開始してから180日に達するまでの間は13,878円、その後の期間が10,356円（令和４年8月１日以後)、介護休業手当金の給付上限相当額は15,266円（令和４年8月１日以後）である。

16　休業給付については、支給期間中に報酬が支給される場合には調整規定がある。

17　家族療養費附加金および一部負担金払戻金は、合算して高額療養費が支給される場合に、基礎控除額25、000円（上位所得者又はその被扶養者にあっては50,000円）とする特例がある。

２ 互助会事業

(1) 概 要

R5.4.1 現在

<table>
<tr><td>団 体 名</td><td colspan="2">一般財団法人広島県職員互助会</td><td>設置根拠</td><td>条　　例</td></tr>
<tr><td>所 在 地</td><td colspan="2">〒730-8511　広島市中区基町10-52
広島県総務局福利課内</td><td>設立日</td><td>昭和37年12月25日
昭和56年4月1日(財団法人)
平成25年4月1日(一般財団法人)</td></tr>
<tr><td>電　　話</td><td colspan="2">082－513－2262</td><td colspan="2" rowspan="3">評議員　６人
理事　　６人
監事　　３人</td></tr>
<tr><td>代 表 者</td><td colspan="2">理事長　石井　昌博（行政経営部長）</td></tr>
<tr><td>会 員 数</td><td colspan="2">７，９２１人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">職 員 数
（内併任職員）</td><td rowspan="2">事務局１３人
（１０人）</td><td>掛　金</td><td>・常勤職員（短時間勤務再任用職員を含む）
給料月額の0.6%(被扶養者有)
0.45%(被扶養者無)
・短時間勤務再任用職員以外の短時間勤務職員
標準報酬月額の0.53%(被扶養者有)
0.4%(被扶養者無)</td></tr>
<tr><td>社会保険料控除率</td><td>掛金の28%</td></tr>
<tr><td>掛金収入</td><td colspan="2">令和５年度予算額</td><td colspan="2">147,658千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">設立目的</td><td colspan="4">この法人は、会員の相互救済及び福利厚生並びに広島県民の福祉の増進を図り、もって公務の円滑かつ能率的な運営を確保するとともに、県民福祉の向上に寄与することを目的とする。（定款第３条）</td></tr>
<tr><td colspan="4">事業（第４条）
この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1) 会員に対する共済事業及び福利厚生に関する事業
(2) 県民の福祉の増進に関する事業
(3) その他前条の目的を達成するために必要な事業</td></tr>
<tr><td>事　　業</td><td colspan="4">１　給付事業
２　福利厚生事業
３　公益事業（公益目的支出計画に基づく事業）</td></tr>
</table>

〈掛金の取扱いについて〉

新規採用時には、被扶養者無しの掛金率で自動的に計算する。新規採用者及び被扶養者の認定による一人目の被扶養者の場合、被扶養者申告書の提出により認定が確定した後に、給付係にて設定入力を行う。月の途中の新規採用者に被扶養者があるときは、その当該月から被扶養者有りの掛金率となる。

被扶養者の取消により被扶養者がいなくなった時は、認定取消確定後に、給付係にて設定入力を行い、その当該月から被扶養者無しの掛金率となる。

差額の追加徴収及び遡及は、当年度内について、自動的に計算する。旧年度分については、給付係にて遡及の手続を行う。

(2)　給付事業

区　　分	該 当 者	互　助　会　給　付　内　容
病気療養見舞金	会 員・被 扶 養 者	総医療費－共済組合給付額－2,800 円控除(1,000 円未満は不支給)
	診療レセプト点数を基に、毎月給付計算し、その累計額の7割を年度末に集計し、一括給付(千円未満切捨て) 会員本人　上限10 万円 家族　　上限10 万円(一人)	
死 亡 弔 慰 金	会　　員 配　偶　者	(1) 会員の死亡　　10 万円 (2) 配偶者の死亡　　3 万円
遺児育英資金	会　　員 (　死　亡　)	未就学児、小学校、中学校、高等学校等に在学する 18 歳未満の遺児1人につき 10 万円
災 害 見 舞 金	会　　員	共済の災害見舞金の給付額に応じて ・標準報酬の月額の3月分又は 2.5 月分が給付されたとき　100,000 円 ・　〃　　2 月分又は 1.5 月分が給付されたとき　60,000 円 ・　〃　　1 月分以下が給付されたとき　20,000 円 ・住居又は家財の 1/5 以上又は平家建の家屋で床上浸水等の損害を受けたとき　20,000 円 ・防災体制又はこれに準ずる緊急事態に対応した業務の遂行に起因して、災害により勤務場所等で損害を受けた自家用車の修理等に相当の出費を要したとき　20,000 円以下の必要な額
介 護 支 援 金	会　　員 (介護休暇取得者)	共済組合の介護休業手当金の給付対象期間終了後 介護休暇期間1日につき日額3,000 円 給付上限額 10 万円
休 業 見 舞 金	会　　員	療養のため休職を命ぜられ給料が減額されその後 3 か月を経過後に 10 万円
育 児 支 援 金	会　　員	育児休業をした場合に、育児休業に係る子の共済組合の給付対象期間終了後、育児休業継続の場合 10 万円

(3)　福利厚生事業

事　業　名	対　　象　　者	期　日・内　容　等
リフレッシュ事 業	4 月 1 日現在において満 40 歳の会員で、会員である期間が 10 年以上である者であって、リフレッシュ厚生計画等に参加し、所定の事業を行う者	旅行券　30,000 円
が ん 検　診　等 強　化　事　業	胃検診（全会員） 肺・大腸・乳がん検診（35 歳以上） 子宮がん検診（20 歳以上） 前立腺がん検診（50 歳以上） 脳ドック検診（40 歳以上）※ 骨密度検査（女性会員）	悪性新生物及びその他疾病の予防と早期発見を図るために検診等を実施する。 （自己負担への助成）
インフルエンザ予防接種助成事業	全会員	インフルエンザ予防接種ワクチン費用の 3/4 を助成（年度内１回）
婚 活 応 援 事 業	会員の婚活イベント等参加費を助成	10,000 円を限度（同一年度内）
健康増進奨励事業	事業年度内を通じて医療機関等にかからなかった会員	健康増進奨励金 5,000 円
育児情報提供事業	２歳未満の子を養育している会員等	育児情報誌を提供
斡　旋　事　業	会員及び家族	ミュージカルのチケット等の斡旋

※１期（40～45 歳）、２期（46～50 歳）、３期（51～55 歳）、４期（56 歳以上）の各期ごとに１回限り。

(4)　公益目的支出計画実施事業

事　業　名	内　　容
進 学 激 励 事 業	県内の児童福祉施設に入所している児童が高等学校等に進学したとき 進学激励金　一人当たり１万円
地域活動支援センター等活動支援事業	県内の就労することが困難な障害者等の福祉の充実を図るため、就労の促進を図っている地域活動支援センター及び作業所等に備品購入費を助成
日本赤十字社広島県支部への寄附	平成30年7月豪雨災害と同様の災害が発生した場合、同様の寄附を行う予定（平成30年度100万円）

3　福祉事業

(1)　概　要

地方職員共済組合広島県支部では、組合員及びその家族の福祉の増進を図るため、次の福祉事業を実施している。

ア　保健事業

イ　貸付事業

ウ　医療事業（診療所（内科、放射線科）の運営）

エ　貯金事業（積立貯金の運営）

(2)　保健事業の概要

ア　事業内容

<table>
<tr><th>事業種目</th><th>実施時期</th><th>事業内容等</th></tr>
<tr><td>健康教育
健康相談事業
※1</td><td>年間</td><td>・運動習慣づくり支援（歩数計の貸出し）</td></tr>
<tr><td>生活習慣病予防検診
※1</td><td>5～2月</td><td>・45歳以上及び35歳以上の奇数年齢の組合員の通院ドックに係る自己負担への助成
・31歳及び33歳の組合員のミニドックに係る自己負担への助成
・35歳以上の奇数年齢の被扶養者の通院ドック実施
・がん検診等強化事業に係る自己負担への助成（互助会の助成による共済組合での事業実施）
※年齢は、毎年4月1日現在
・奇数年齢の組合員の歯科検診・歯石除去費用への助成（当該年度の4月1日満年齢）</td></tr>
<tr><td>禁煙治療費助成事業</td><td>年間</td><td>・医療機関において禁煙治療を完了した場合に受診料等への助成</td></tr>
<tr><td>職員交流事業の経費助成</td><td>年間</td><td>・各地区職員交流事業運営協議会が主体となって計画し、実施される職員交流事業の経費助成</td></tr>
<tr><td>クラブ活動助成</td><td>年間</td><td>・組合員が構成するクラブに対し運営経費の一部を助成</td></tr>
<tr><td>宿泊施設の利用助成</td><td>年間</td><td>・指定宿泊施設の利用者に対する助成
<table>
<tr><th>区分</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td>交付対象者</td><td>組合員と被扶養者
ただし、被扶養者でない配偶者及び未就労の子についても適用する。</td></tr>
<tr><td>利用の限度</td><td>(1) 1組合員につき、年間の申請15回を限度
(2) 1回の旅行につき、3泊を限度</td></tr>
<tr><td>利用助成額</td><td>1回当たり　2,000円×泊数×人数
(2,000円未満の場合1,500円、1,500円未満は助成なし)</td></tr>
</table>
・公用の出張及び公用の出張の前後の私的利用については、助成しない。</td></tr>
<tr><td>メニュー事業</td><td>年間</td><td>・組合員とその家族（家族のみの参加は不可）
①　自己啓発等メニュー(年間上限額：5,000円)
自己啓発、社会貢献、育児・介護等支援
②　健康増進等メニュー(年間上限額：4,000円)
健康増進、文化活動、レクリエーション活動
※①と②の併用は不可</td></tr>
<tr><td>テントの貸出し</td><td>年間</td><td>・県内9機関にテントを配置し、貸出し</td></tr>
<tr><td>図書の購入・貸出し</td><td>年間</td><td>・図書室（北館4階）の図書を購入・貸出し</td></tr>
<tr><td>ライフプランセミナー</td><td>9月・10月</td><td>・外部講師及びライフプラン相談員による講義・演習などを実施
・Webセミナーまたは集合研修を広島で、57歳を対象とした退職準備型セミナー及び38歳～40歳を対象とした生涯生活充実型セミナーを開催
※年齢は年度到達年齢（4月2日～4月1日）</td></tr>
<tr><td>特定健康診査
特定保健指導
※1</td><td>年間</td><td>・対象者
40歳以上75歳未満までの共済組合員及び被扶養者
・特定健康診査
内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した腹囲、体重、中性脂肪など21項目の健診を実施
・特定保健指導
特定健康診査の結果から、内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数に着目し、リスクの高さや年齢に応じ、レベル別（動機付け支援、積極的支援）に保健指導を実施</td></tr>
</table>

※1　レセプトや特定健康診査のデータを活用し、それらの分析結果を基に効果的・効率的な保健事業の実施を図るためのデータヘルス計画に基づき実施する事業

イ　保健事業の財源

Ｐ２　財源率の表（福祉事業の欄参照）

ウ　レクリエーションと公務災害について

地方公務員法第 42 条の規定に基づき任命権者が実施するレクリエーションの実施の際に発生した負傷等の災害については、公務災害としての補償が受けられる。ただし、事前に任命権者による職員レクリエーション実施計画の承認を受ける必要がある。

地方公務員法

第 42 条　地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。

(3)　共済組合の貸付制度

ア　貸付制度一覧

(単位：%)

貸付種類		貸付事由	借受資格	貸付限度額	最低保障	年利率	弁済回数	備考
普　通		組合員が臨時に資金を必要とするとき。	組合員資格取得日から	給料月額の6倍 200 万円限度		1.26	120 月以内	
住　宅		組合員の住宅の新築、増改築、修理、購入又は敷地の取得	組合員期間1年を超える(※)	給料月額×所定率 1,800 万円限度	1～3年　100 万円 3～7年　400 万円 7～12 年　700 万円 12～17 年　900 万円 17 年～　1,100 万円	1.26	360 月以内	
災害貸付	一般災害	組合員又はその被扶養者の水震火災等の災害又は盗難等による損害	組合員資格取得日から	給料月額の6倍 200 万円限度		0.93	120 月以内	据置あり
災害貸付	住宅災害新規貸付	組合員の住宅又はその敷地の水震火災等による災害(1/5 程度)	組合員期間1年を超える(※)	住宅貸付に同じ	1～2年　100 万円 2～7年　400 万円 7～12 年　700 万円 12～17 年　900 万円 17 年～　1,100 万円	0.93	360 月以内	据置あり
災害貸付	住宅災害再貸付	現に住宅貸付又は住宅災害新規貸付を受けている組合員の住宅又はその敷地の非常災害による損害	組合員期間1年を超える(※)	給料月額×所定率×2 1,900 万円限度	1～2年　150 万円 2～7年　450 万円 7～12 年　750 万円 12～17 年　950 万円 17 年～　1,150 万円	0.93	360 月以内	据置あり
在宅介護対応住宅		要介護者に配慮した構造の住宅に係る住宅貸付又は住宅災害貸付を借り受けるとき。	組合員期間1年を超える(※)	住宅貸付・住宅災害貸付に 300 万円限度に加算	住宅貸付 → 1.00 災害貸付 → 0.93		360 月以内	
特別貸付	医療	組合員又は被扶養者の療養	組合員資格取得日から	給料月額の6倍 100 万円限度		1.26	120 月以内	
特別貸付	入学	組合員又は被扶養者(被扶養者でない子を含む。)の進学	組合員資格取得日から	給料月額の6倍 200 万円限度	ただし、入学時に必要な資金の範囲内	1.26	120 月以内	据置あり
特別貸付	修学	組合員又は被扶養者(被扶養者でない子を含む。)の修学	組合員資格取得日から	各月 15 万円 (年額 180 万円)		1.26	150 月以内	据置あり
特別貸付	結婚	組合員、その被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは兄弟姉妹の婚姻	組合員資格取得日から	給料月額の6倍 200 万円限度		1.26	120 月以内	
特別貸付	葬祭	被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、父母、兄弟姉妹若しくは配偶者の父母の葬祭	組合員資格取得日から	給料月額の6倍 200 万円限度		1.26	120 月以内	
出　産		組合員又は被扶養者が出産のために資金が必要なとき	組合員資格取得日から	出産費・家族出産費に相当する額		無利子	出産費等支給時に弁済	
高額医療		組合員又は被扶養者の高額療養費の支給対象となる療養	組合員資格取得日から	高額療養費に相当する額		無利子	高額療養費支給時に弁済	

※ 任期が1年を超えない場合は、対象外。

注 1 随時弁済をする場合は、全部弁済、一部弁済とも毎月 25 日までに指定口座へ振り込む。

2 入学貸付及び修学貸付については、修学期間内において修学各年を単位とする据置期間を置くことができる。

3 育児休業・介護休暇期間中は、本人の申請により償還猶予の制度がある。

4 毎年 10 月1日に地方公務員共済組合連合会が定める基準金利により、貸付利率を決定する。

イ　貸付金の利率変動

貸付規程等に定める組合員貸付金利率について、基準利率（地方公務員等共済組合法第 77 条第４項に

規定する地方公務員共済組合連合会が定める率）の区分に応じた率を基本の利率とし、在宅介護及び災害貸付等について特例利率が適応されます。

平成29年10月からの基準利率は0.00%となっており、改正後の貸付種別ごとに適応される組合員貸付金利率は、「基準利率が1.0%以下である場合」の区分が適応されます。

平成30年1月1日から

（単位：%）

区　　分	普通貸付等	災害貸付	在宅介護
基準利率が5.0 %を超えている場合	基準利率に 0.26を加えた率	基準利率から 0.07を減じた率	基準利率
基準利率が4.5%を超え、5.0%以下である場合	5.26	4.93	5.00
基準利率が4.0%を超え、4.5%以下である場合	4.76	4.43	4.50
基準利率が3.5%を超え、4.0%以下である場合	4.26	3.93	4.00
基準利率が3.0%を超え、3.5%以下である場合	3.76	3.43	3.50
基準利率が2.5%を超え、3.0%以下である場合	3.26	2.93	3.00
基準利率が2.0%を超え、2.5%以下である場合	2.76	2.43	2.50
基準利率が1.5%を超え、2.0%以下である場合	2.26	1.93	2.00
基準利率が1.0%を超え、1.5%以下である場合	1.76	1.43	1.50
基準利率が1.0%以下である場合	1.26	0.93	1.00

・毎年10月1日に地方公務員共済組合連合会が定める基準金利により、貸付利率を決定。

ウ　貸付手続

（ア）申込方法

貸付を受けようとする者は、貸付申込書に所定の事項を記入し、支部長（理事長）が別に定める書類を添えて支部長に提出する。

（イ）申込時の添付資料

a　共通提出書類（高額医療貸付及び出産貸付を除く。）

・借入状況申告書

b　貸付けの種類ごとの申込時の添付書類

（５事務手続一覧表（1）共済組合　オ貸付　「申込時の添付書類」）

（ウ）　貸付けに係る年間スケジュール

貸　付　月	貸付申込書必着日	貸　付　日
令和5年 4月	4月　5日(水)　午前中	25 日(火)
5月	5月　8日(月)　午前中	29 日(月)
6月	6月　5日(月)　午前中	28 日(水)
7月	7月　5日(水)　午前中	28 日(金)
8月	8月　7日(月)　午前中	28 日(月)
9月	9月　5日(火)　午前中	28 日(木)
10 月	10 月　5日(木)　午前中	30 日(月)
11 月	11 月　6日(月)　午前中	28 日(火)
12 月	12 月　5日(火)　午前中	25 日(月)
令和6年 1月	1月　5日(金)　午前中	29 日(月)
2月	2月　5日(月)　午前中	26 日(月)
3月	3月　5日(火)　午前中	25 日(月)

（エ）貸付額の決定及び決定通知

貸付額の決定については、貸付を受けようとする者の弁済能力を十分に斟酌し、借用事由の所要額が把握できる書類を提出させることにより、当該所要額の範囲内で必要な額を貸付けることとする。

（オ）貸付制限

a　貸付保険事故を起こした組合員（既に保険事故を起こした組合員を含む）については、貸付保険事故発生日から 10 年が経過するまでの間は、貸付を受けることができないこととする。ただし、災害貸付、高額医療貸付又は出産貸付を受ける場合を除く。

b　普通貸付、住宅貸付及び特別貸付にあっては、当該貸付申込に係る弁済金及び当該貸付以外の貸付に係る弁済金（高額医療貸付及び出産貸付に係るものを除く。）並びに他の金融機関からの借入れに係る弁済金を全て合算して得た金額が当該組合員の弁済可能額（基本給の 4.5 倍）を超えることとならない範囲内で貸付を決定する。

（カ）借用証書の提出

貸付決定通知書を受けた組合員は、借用証書を作成し支部長に提出する。

（キ）完了報告書の提出（高額医療貸付、出産貸付及び一般災害貸付を除く。）

a　貸付金が初期の目的どおり使用されたか否かを確認するため、事業終了後速やかに必要書類を添付して完了届を提出する。

b　貸付けの書類ごとの完了報告時の提出書類

（５事務手続一覧表（1）共済組合　オ貸付　「完了報告時の添付書類」）

c　未提出者又は確認できない者に対し、次に掲げる方法によって事後確認を行う。

・ 事務局職員による実地調査

エ　弁済方法

（ア）共済組合

a　申込み時に「元金均等弁済」又は「元利均等弁済」を選択する。

b　弁済回数（弁済額）は、貸付けごとに定める回数の範囲内で自由に設定できる。

c　随時弁済の場合

(a)　貸付金の未弁済元金の全部又は一部を随時弁済する場合は、共済組合に随時弁済申出書を提出し、毎月 25 日までに指定口座へ振り込む。

(b)　一部弁済額は、住宅貸付、住宅介護対応住宅貸付及び住宅災害貸付は 30 万円以上、その他の貸付は 10 万円以上。ただし、ボーナス併用で弁済している場合は、11 月での随時弁済はできない。

(c)　随時弁済した以後の弁済については、貸付規程に定める弁済期間の範囲内で、自由に弁済期間を設定できる。（随時弁済申出書に随時弁済後の弁済方法を明記）

オ　団体信用生命保険制度（通称「団信」）

（ア）団信は、共済組合の住宅貸付又は住宅災害貸付を借り受けている組合員が、万一死亡又は高度障害となった場合における残存債務額に相当する額を、借受人に代わって保険会社が共済組合に支払う制度。ただし、団信の申込みは、貸付申込み時に限られる。

（イ）なお、団信の適用を受けている組合員が傷害、疾病等によって就業できなくなった場合における住宅貸付の返済金負担額を、保険会社が保険金として借受人に支払う制度として、平成 15 年１月に債務返済支援保険制度（通称「あんしん」）が創設された。

４　長期給付

(1)　年金制度の概要

組合員が退職したり、重い病気やけがで動けなくなったり、死亡した場合には、共済組合から年金または一時金が支給される。この給付を長期給付という。

地方公務員の年金制度は昭和３７年１２月に統一的な年金制度として発足しているが、本格的な高齢化社会の到来に備えて、老後生活の基本的な支えとなる年金制度が長期にわたって安定的に運営されるように、長期的な展望にたった制度改正が行われ、昭和６１年４月１日から実施されている。

この改正は、年金制度のしくみを抜本的に改正したものであり、国民一人ひとりに共通する基礎年金制度が導入され、私たち組合員は共済年金制度に加入すると同時に、新しい国民年金制度にも第２号被保険者として加入することになった。

また、女性の年金権の確立を図ることなどのため、被扶養配偶者も国民年金制度に第３号被保険者として加入することになっている。

平成２７年１０月からは「被用者年金制度の一元化法」の施行により、共済年金は厚生年金へ統一された。

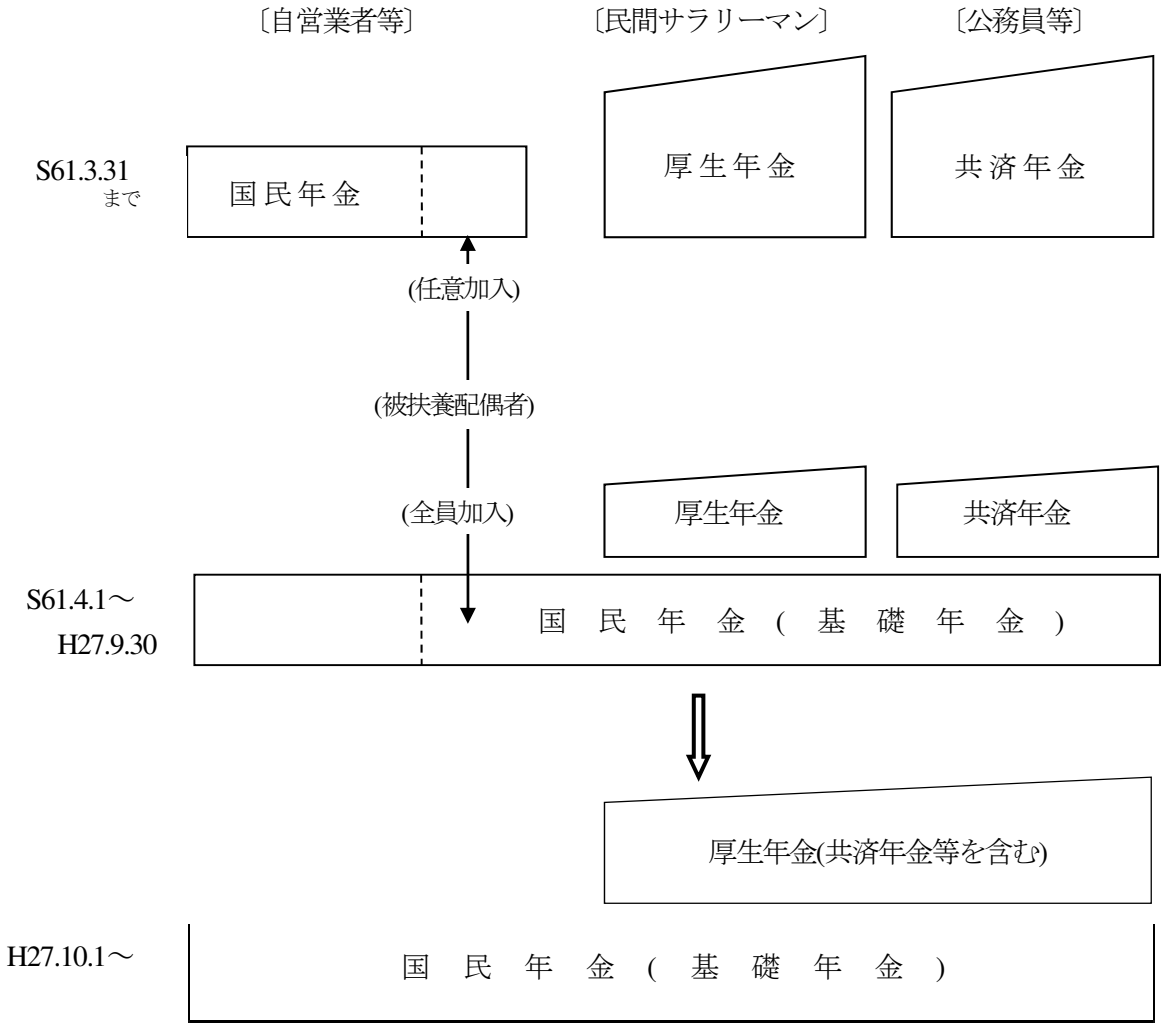

(2)　財源率

ア　掛金率及び負担金率

厚生年金保険経理　（単位:千分率）

区　分	令　和　4　年　度			令　和　5　年　度		
	組合員保険料率	負担金率	追加費用率	組合員保険料率	負担金率	追加費用率
	標準報酬月額 標準賞与額	標準報酬月額 標準賞与額		標準報酬月額 標準賞与額	標準報酬月額 標準賞与額	
一般組合員	91.5	133.1	25.7	91.5	132.4	22.5
組合職員組合員	91.5	91.5	25.7	91.5	91.5	22.5
職員団体組合員	91.5	91.5 (41.6)	25.7	91.5	91.5 (40.9)	22.5
知事組合員	91.5	133.1	25.7	91.5	132.4	22.5
特別職の組合員	91.5	133.1	25.7	91.5	132.4	22.5
船員一般組合員	91.5	133.1	25.7	91.5	132.4	22.5
継続長期組合員	91.5	91.5 (41.6)	25.7	91.5	91.5 (40.9)	22.5

(注)　(　　)は、地方公共団体が負担することになっているもの

退職等年金経理及び経過的長期経理　（単位:千分率）

区　分	退職等年金経理				経過的長期経理			
	令和４年度		令和５年度		令和４年度		令和５年度	
	掛金率	負担金率	掛金率	負担金率	負担金率	追加費用率	負担金率	追加費用率
	標準報酬月額 標準期末手当	標準報酬月額 標準期末手当	標準報酬月額 標準期末手当	標準報酬月額 標準期末手当	標準報酬月額 標準期末手当		標準報酬月額 標準期末手当	
一般組合員	7.5	7.5	7.5	7.5	0.1105	0.8	0.0990	0.8
組合職員組合員	7.5	7.5	7.5	7.5	0.1105	0.8	0.0990	0.8
職員団体組合員	7.5	7.5	7.5	7.5	—	—	—	—
知事組合員	7.5	7.5	7.5	7.5	0.1105	0.8	0.0990	0.8
特別職の組合員	7.5	7.5	7.5	7.5	0.1105	0.8	0.0990	0.8
船員一般組合員	7.5	7.5	7.5	7.5	0.1105	0.8	0.0990	0.8
継続長期組合員	7.5	7.5	7.5	7.5	0.1105	0.8	0.0990	0.8

(注)産前産後休業及び育児休業期間は、掛金及び掛金相当部分の負担金免除あり。

イ 掛金の基礎となる標準報酬月額の最高限度額、及び標準賞与額の上限額

標準報酬月額	一 般 職	65万円
	特 別 職	
期末手当等	一 般 職	150 万円
	特 別 職	

「給料及び期末手当等」を「標準報酬の月額及び標準期末手当等の額」

（標準報酬月額とは給料月額、地域手当、扶養手当、通勤手当等の諸手当）

ウ 期末手当等の範囲

期末手当、勤勉手当、期末特別手当、任期付研究員業績手当、特定任期付職員業績手当

(3) 一般的事項

ア 長期給付の種類

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 108 号）の施行（昭和 61年4月1日）に伴い、共済年金は国民年金の基礎年金と併せて支給される給料比例年金となり、退職共済年金、障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金となった。

また、平成 27 年 10 月以降は、「被用者年金制度の一元化法」の施行により老齢厚生年金、障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金となり、職域年金相当部分は廃止され、公的年金とは別枠の新たな年金払い退職給付が創設された。

イ 老齢厚生年金

（ア）老齢厚生年金と基礎年金の給付設計

① 昭和 36 年 4 月 2 日以降に生まれた者は

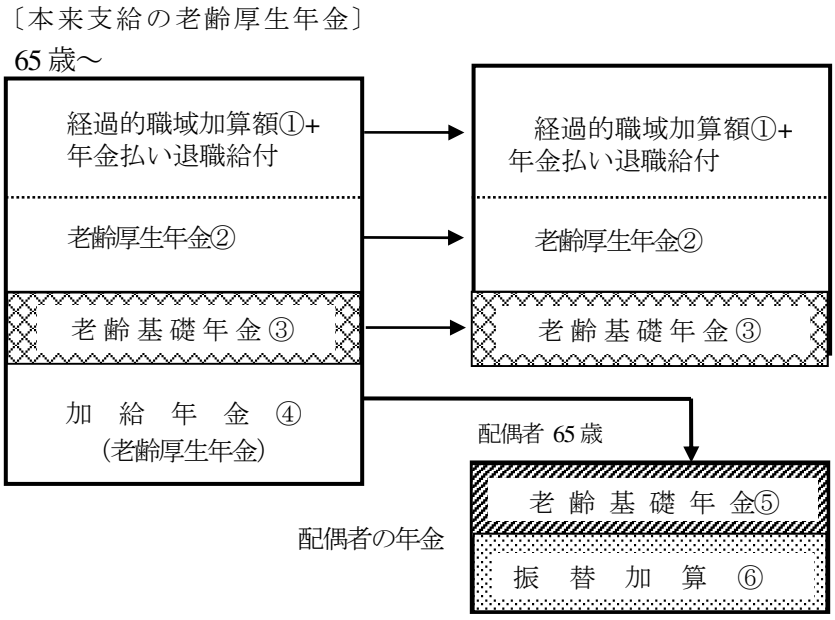

（イ）老齢厚生年金の繰上げ支給

６０歳に達した日以降６５歳に達する前に老齢厚生年金の繰上げ支給を請求することができます。

なお、年金額が繰上げ１ヵ月当り０．４％減額されます。また、この繰上げ支給の年金を請求した者は、国民年金法における老齢基礎年金の支給の繰上げ請求を同時に行うこととされています。（昭和３７年４月１日以前生まれの者については、減額率が０．５％）

（ウ）老齢厚生年金の繰下げ制度

６５歳に達し、本来支給の老齢厚生年金の受給権者になった日から起算して１年を経過する前に当該老齢厚生年金を請求していなかったときは、最大７５歳まで当該老齢厚生年金の支給繰下げの申出をすることができます。

繰下げの申出をしたときは、６５歳で請求した場合の老齢厚生年金の額に繰下げた期間に応じて繰下げ１カ月当り０．７％増加され加算した額を、老齢厚生年金として受給することができます。

（この場合、６５歳から繰下げの申出をされるまでの間、年金の支給はありません。）

複数の老齢厚生年金（公務員の老齢厚生年金・民間サラリーマンの老齢厚生年金・私学教職員の老齢厚生年金）の権利がある方は同時に繰下げ請求することになります。

（老齢基礎年金とは別個に繰下げ請求ができます。）

（エ）年金払い退職給付

平成２７年１０月以降の期間を基礎とする職域年金相当部分は廃止され、被用者年金一元化後は、公的年金とは別枠の「年金払退職給付」の制度が創設されました。

（支給は６５歳からになります。）

●<u>年金払い退職給付の概要</u>

①半分は有期退職年金、半分は終身退職年金（６５歳支給、６０歳から繰上げ可能）

②有期退職年金は、１０年又は２０年支給を選択（一時金の選択も可能）

③本人死亡の場合は、終身退職年金部分は終了し、有期退職年金の残余部分は遺族に一時金として支給

（オ）　年金の請求

（昭和３６年４月２日以降生まれの者の場合）

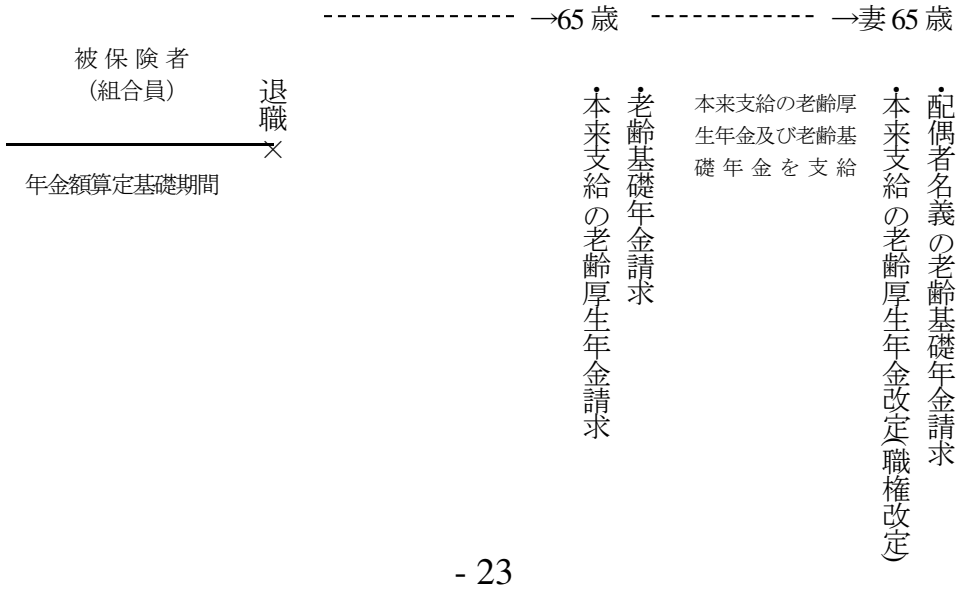

ウ　障害厚生年金

障害厚生年金は、組合員である間に初診日のある傷病により、原則として初診日から１年６月を経過した日又はそれまでに症状が固定すればその固定した日（以下「障害認定日」という。）において、障害等級の１級から３級のいずれかに該当する障害の状態になったとき（受給権発生）に支給されます。

また、障害認定日においては障害等級に該当する程度の障害の状態になくても、その日から６５歳に達する日までの間に障害等級に該当する障害の状態になったとき（受給権発生）には、その方の請求により、障害厚生年金が支給されます。（事後重症制度）

エ　障害手当金

初診日において被保険者（在職中）であった者が初診日から５年を経過するまでの間に傷病が治った日において、障害厚生年金３級の支給対象とならない程度の障害となった場合、障害手当金が支給される場合があります。

オ　遺族厚生年金

被保険者が在職中又は退職後に死亡したときには、遺族に厚生年金制度から「遺族厚生年金」が支給されます。加えて、子のある配偶者には、「遺族基礎年金」が支給されます。死亡の原因が公務等による場合には、併せて公務遺族年金が支給されます。

カ　離婚時の年金分割制度

平成１９年４月１日以降に離婚した場合、離婚する当事者間の合意又は裁判手続きにより、厚生年金を分割することができます。これは、離婚する当事者の婚姻期間中の標準報酬月額及び標準賞与額を当事者間で按分し、按分後の標準報酬月額及び標準賞与額を用いて離婚した当事者の年金を決定又は改定する方法により行います。

また、平成２０年４月以降に離婚した場合、平成２０年４月以降の国民年金第三号被保険者であった期間については、相手の合意を必要とせず、届け出れば平成２０年４月以降の国民年金第三号被保険者期間の標準報酬月額及び標準賞与額の二分の一を分割することができます。

ただし、分割を受けた側が年金を受け取るには、自身の年金を受け取るための条件を満たす必要があります。

〔老齢厚生年金の支給開始年齢〕

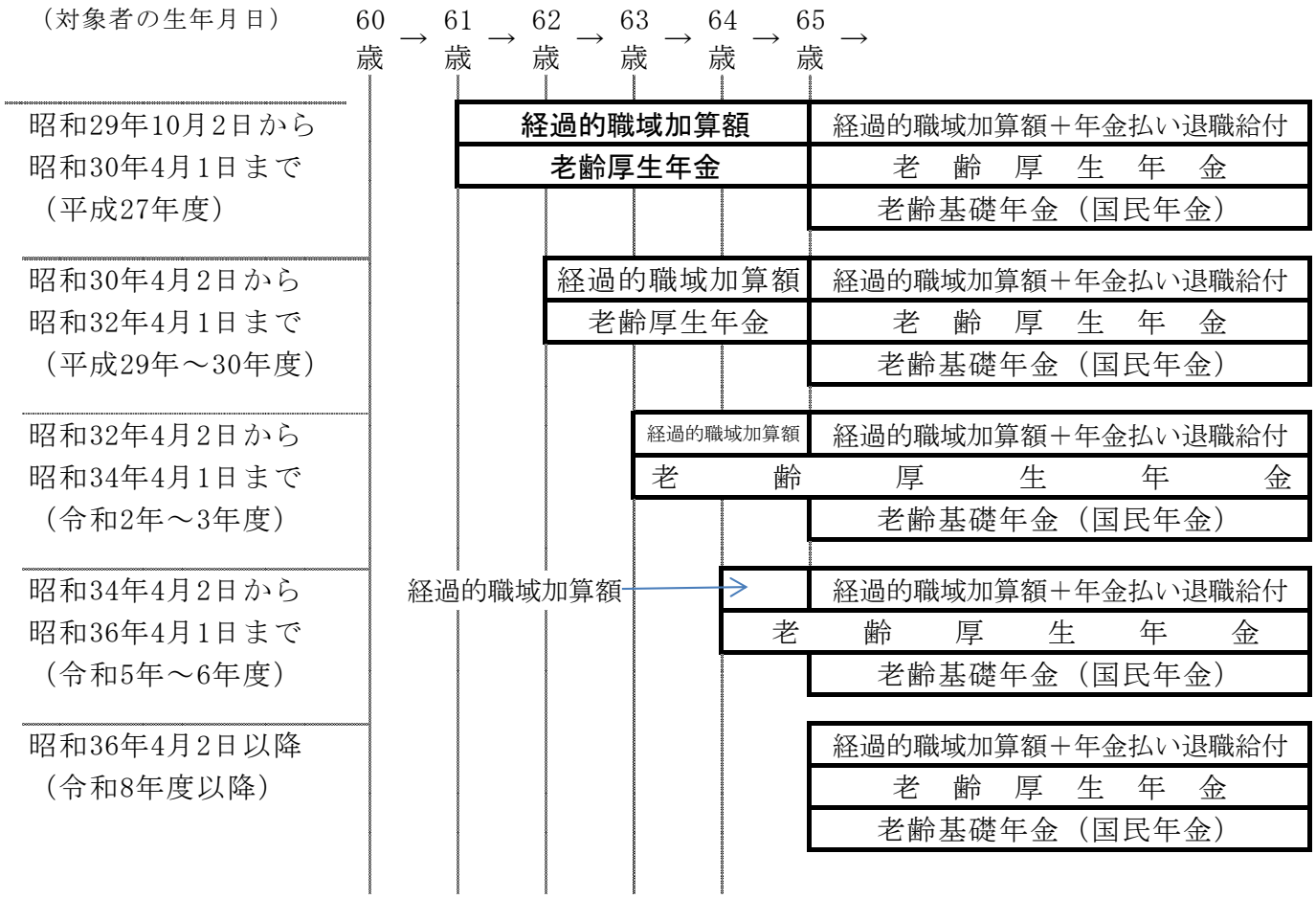

※「経過的職域加算額」は、平成27年10月前の組合員期間に応じて支給されますので、この期間がない方には支給されません。

※「年金払い退職給付」は、平成27年10月以降の組合員期間に応じて支給されますので、この期間がない方には支給されません。

※64歳まで受給する年金を特別支給の老齢厚生年金といい、65歳から受給する年金を本来支給の老齢厚生年金という。

5　事務手続

(1)　共済組合

ア　組合員資格

区　分	請求（報告）書名	根　拠	添付書類名	請求（報告）期　限	注意事項
採　用 （組合加入）	組合員資格取得届出書 船員組合員資格取得届出書	地共規程 93 条 1 項 （様式第 13 号） 〃　92 条 （様式第 10 号） 地共運営規則 11 条の 2 （様式第 8 号） 昭和 38 年 6 月 10 日付広共第 183 号通知前歴報告の事務処理要領 昭 47 年 3 月 2 日付地共広第 892 号通知前歴報告書の取扱について	１人事異動通知の写し ２前歴報告書 （年金加入期間等報告書） 3 マイナンバーカード両面の写し 4 給付金等口座振込（変更）届出書 5 通帳の写し	採用後速やかに組合員資格取得届と同時	組合員となった者 前歴報告書は短期組合員は不要
	※年金受給権者再就職届書	地共規程 160 条 1 項	年金証書	恩給又は年金を受けている者が組合員となったとき	
被扶養者の申告 （被扶養者の認定を受ける場合又は取消をする場合）	被扶養者申告書 扶養申立書	地共規程 94 条 （別紙様式 1 号）	組合員被扶養者証 その他の添付書類は「被扶養者認定事務手続基準」を参照のこと （被扶養者に、配偶者がいる場合には、国民年金第 3 号被保険者関係届）	速やかに	事由発生日から 30 日以内に申告があれば発生日から認定
組合員の退職又は死亡 （組合資格喪失）	組合員異動報告書 退職届書	地共運営規則 10 条 地共規程 92 条 地共運営規則 11 条の 3 （様式第 10 号）	１組合員証等 ２互助会会員証 ３退職届書を提出する場合には、任命権者の証明した履歴証明書	速やかに	一般及び短期組合員の死亡の場合は「退職届書」は不要
組合員証の記載事項訂正	組合員証記載事項変更訂正申告書	地共規程 93 条の 2 〃　95 条 （参考様式）	氏名変更をするときは組合員証等（住所変更では組合員証等の添付は不要）（被扶養者に配偶者がいる場合は、国民年金第 3 号被保険者住所変更届）	速やかに	
組合員の異動転入 （共済異動）	組合員資格取得届出書 船員組合員資格取得届書	地共規程 93 条 （様式第 13 号）	・転入 １人事異動通知の写し又は人事異動出入表の写し ２前歴報告書 （年金加入期間等報告書） ３給付金等口座振込（変更）届出書	速やかに	市町村職員等 共済異動とは、 ・学校共済 （県立広島大学など教育委員会） ・警察共済
被扶養者がいる場合（共済異動）	被扶養者申告書 被扶養者認定に関する申立書（共済異動）	地共規程 94 条 （参考様式）	※転入前から被扶養者がいる場合は被扶養者申告書及び異動前の健康保険証の写し （被扶養者に、配偶者がいる場合には、国民年金第三号被保険者資格取得届出書）		
転出 （共済異動） （出向共済異動）	組合員異動報告書	地共運営規則 10 条	・転出 １組合員証等 ２互助会会員証		

各種　申告書：原則ホームページ　福利課（福利厚生）情報ページから出力（組合員が総務事務システムにより入力し、印刷出力することもできる。）

区分		請求（報告）書名	根拠	添付書類名	請求（報告）期限	注意事項
派遣職員	派遣されたとき	公益的法人等派遣職員である組合員該当届	公益的法人等派遣法２条、３条			
	派遣先から引き続き県の職員になったとき(派遣期間が満了したとき)	公益的法人等派遣職員である組合員非該当届	〃			
退職派遣者	派遣されたとき	継続長期組合員 資格取得届書	公益的法人等派遣法第１１条	１人事異動通知の写し ２派遣先団体発行採用辞令の写し		
	派遣先から引き続き県の職員になったとき（派遣期間が満了したとき)	継続長期組合員 資格喪失届書	〃	１人事異動通知の写し ２派遣先団体発行の履歴証明書の原本		
組合員証の亡失等		組合員証、被扶養者証、高齢受給者証、高齢受給者証標準負担額減額認定証、限度額適用・標準負担額認定証、特定疾病療養受領証、船員組合員証、任意継続組合員証再交付申請書	地共規程 96 条１項 （様式第 16 号）	き損の場合は組合員証等	速やかに	
学生継続の手続をする場合（大学等に進学されたとき）		被扶養者申告書	〃　94 条	在学証明書（18 歳以上の者） 所得に関する証明書(22 歳以上）	速やかに	
第三者の行為による損害について給付を受ける場合		損害賠償申告書	〃 103 条	１交通事故証明書（警察） ２事故発生状況報告書及び念書	速やかに	後日示談書を必ず提出のこと
任意継続組合員を希望する場合		任意継続組合員資格取得申出書 被扶養者申告書	〃 182 条 運営規則 13 条		退職の日から 20 日以内	２年間適用
任意継続被扶養者を取り消す場合		被扶養者申告書	地共法 144 条の 2	任意継続被扶養者証 その他必要な書類	速やかに	
任意継続組合員を辞める場合		任意継続組合員資格喪失申出書	〃 144 条の 2	任意継続被扶養者証 その他必要な書類	速やかに	

イ　掛金・負担金

区　　分	請 求 （ 報 告 ） 書 名	根　　拠	添　付　書　類　名	請求（報告）期　　限	注　意　事　項
共済組合 短 期 掛 金 負 担 金	システムにより掛金が控除できなかった者には払込みを通知する	地共法 113 条 〃　114 条 〃　115 条 〃　116 条 地共定款 37 条		給料及び期末手当等支給日	広島銀行県庁支店口座へ払込み
介 護 掛 金 負 担 金	〃	地共法 113 条 〃　114 条 地共定款 37 条		給料及び期末手当等支給日	広島銀行県庁支店口座へ払込み
任意継続短期掛金、介護掛金	任意継続掛金払込依頼書	地共法 144 条の２ 地共令 48 条 49 条 地共定款 38 条		(1) 初回 退職の日から起算して 20 日を経過する日 (2) 第 2 回～24 回 資格を継続しようとする月の前月の末日	広島銀行県庁支店口座へ払込み

区　　分	請求（報告）書名	根　　拠	添　付　書　類　名	請求（報告）期　　限	注　意　事　項
共済組合長期掛金負担金 （厚生年金保険経理 退職等年金経理 経過的長期経理）	掛金、負担金 システムにより掛金が控除できなかった者には払込みを通知する	地共法 113 条 〃　114 条 〃　115 条 〃　116 条 地共規程 163 条 地共連定款 20 条		給料及び期末手当等支給日	広島銀行県庁支店口座へ払込み
	追加費用 給与管理者に払込額を通知	地共法の長期給付等に関する 施行法３条の５ 〃　96 条１項及び２項 自治省告示		年１回 ９月末日	広島銀行県庁支店口座へ払込み

ウ　短期給付

区分		請求（報告）書名	根拠	添付書類名	請求（報告）期限	注意事項
保健給付	療養費 家族療養費	療養費、家族療養費請求書	地共規程 107条 〃 110条	診療報酬領収済明細書又はその他証拠書類	時効２年	
	出産費 家族出産費	出産費、家族出産費請求書	〃 111条	領収書 直接支払制度を利用する場合は同意書と明細書	〃	直接支払制度を利用しない場合は、医師の所見が必要
	埋葬料 家族埋葬料	埋葬料、家族埋葬料請求書	〃 112条	死体火葬許可証又は埋葬許可証の写し、ただし、やむを得ない理由がある場合には、死亡の事実を証明する公的書類	〃	
休業給付	傷病手当金	傷病手当金請求書	地共規程 113条	人事異動通知書の写し	時効２年	医師の証明欄、所属機関の長又は給与担当者の証明
	出産手当金	出産手当金請求書	〃 114条	〃	〃	〃
	休業手当金	休業手当金請求書	〃 115条	〃	〃	所属機関長又は給与担当者の証明
	育児休業手当金	育児休業手当金請求書	〃 115条の2	人事異動通知書の写し	〃	〃
	介護休業手当金	介護休業手当金請求書	〃 115条の3 〃 115条の4	休暇簿（介護休暇用）、出勤簿の写し	〃	〃
災害給付	弔慰金 家族弔慰金	弔慰金、家族弔慰金請求書	地共規程 116条	弔慰金の場合は戸籍謄本又は抄本	時効２年	市町村長又は警察署長の証明
	災害見舞金	災害見舞金請求書	〃 117条	災害状況報告書 被災家財に関する明細書	〃	住居平面図 家財の損害内訳書 その他証拠写真等
附加給付	家族療養費附加金		地共規程 118条 地共定款 29条 地共定款 30条		時効２年	
	傷病手当金附加金	傷病手当金附加金請求書	地共規程 118条 地共定款 31条	人事異動通知書の写	〃	傷病手当金請求書と兼用
	出産費附加金	出産費・出産費附加金・家族出産費・家族出産費附加金請求書	地共規程 118条 地共定款 29条 地共定款 30条の4		〃	出産費請求書と兼用
	家族出産費附加金	出産費・出産費附加金・家族出産費・家族出産費附加金請求書	地共規程 118条 地共定款 29条 地共定款 30条の5		〃	家族出産費請求書と兼用
一部負担金払戻金			地共法附則第17条		時効２年	

エ　長期給付

区分		請求（報告）書名	根拠	添付書類名	請求（報告）期限	注意事項
退職給付	老齢厚生年金	年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）	厚則第30条第1項 （様式第101号）	1 住民票又は戸籍謄本 2 その他の書類	時効５年	
障害給付	障害厚生年金	年金請求書（国民年金・厚生年金保険障害給付） [障害基礎年金・障害厚生年金・障害手当金]	厚則第44条第1項 厚則第50条の2第1項（併合） （様式104号）	1 診断書 （様式第120号-1～7） 2 病歴・就労状況等申立書 3 受診状況等証明書 4 住民票 5 戸籍謄本 6 所得証明書 (加給年金対象者) 7 履歴証明書 8 その他の書類	時効５年若しくは障害認定日後65才に達する日の前日までのいずれか遅い日	政令で定める障害等級（1級～３級）に該当する程度の障害の状態になった者（厚年法施行令別表第１に該当すること） ４は世帯全員が記載されたもの １の様式は症状に応じて８種類
遺族給付	遺族厚生年金	年金請求書 （国民年金・厚生年金保険遺族給付） [遺族基礎年金・特例遺族年金・遺族厚生年金] （在職死亡）	厚則第60条第1項 （様式105号） （様式106号）	1 履歴証明書 2 戸籍謄本(除籍) 3 死亡診断書 4 所得証明書（遺族） 5 住民票 6 在学証明書 7 年金受給権者選択申出書 8 その他の書類	時効5年	５は失権者を含む世帯全員が記載されたもの ６は遺族が高校生以上で、就学している場合 ７は請求書が他の年金の受給権を有する場合又は請求中の場合
退職したとき		退職届書	地共規程第92条	履歴証明書		※年度末退職の場合のみ人事課から直接入手する。

オ　貸付

貸付種別		借用事由	申込時の添付書類（申込書に添付） 共通提出書類	借用事由及び費用が確認できる書類	完了報告時の添付書類（完了届に添付）
普通貸付		随時に資金を必要とするとき	・借入状況等申告書	請求書又は見積書（の写し） （支払相手先が発行し、購入予定の事実、費用総額及び支払期日が確認できるもの。以下同じ） 他貸付種別の代わりに借りる場合は、他貸付種別で必要な添付書類が必要	ア領収書又は振込み依頼書の控え（の写し） 他貸付種別の代わりに借りる場合は、他貸付種別で必要な添付書類が必要
住宅貸付	住宅貸付	新築		ア 建築確認済書の写し（確認申請を必要としない場合不要） イ 工事請負契約書又は請書の写し（契約金額、費用明細、施工期間等確認できるもの。以下同じ） ウ 建設予定地の登記簿謄本（の写し） エ 業務行程表（の写し） オ 業者への支払時期を示す書類 カ 設計図（平面図）（の写し） キ 現地案内図（概要図及び詳細図） ク 土地売買契約書、土地使用承諾書又は借地契約書の写し（共有名義・他人名義又は未相続の土地に建てる場合） ケ 農地転用許可書の写し（地目が農地の場合）	ア 住宅に関する組合員名義の登記簿謄本（の写し） イ 土地に関する登記簿謄本（の写し）（建築後組合員名義に変更している場合） ウ 領収書又は振込み依頼書の控え（の写し） エ 現場の写真 オ 住民票（の写し）（共有名義の場合、借受人及び共有者のもの）
住宅貸付	住宅貸付	購入 （土地付住宅及び区分所有物件）		ア 売買契約書の写し イ 業者への支払時期を示す書類 ウ 売主名義の住宅の登記簿謄本（の写し） エ 建築確認済証又は固定資産評価証明書の写し（申込時点で未登記の場合） オ 売主名義の建築予定地の登記簿謄本（の写し） カ 設計図（平面図）（の写し） キ 現地案内図（概要図及び詳細図） ク 土地使用承諾書又は借地契約書の写し（購入する住宅が借地上のとき） ケ 工事請負契約書又は請書の写し（住宅が完成していないとき）	ア 所有権移転登記後の住宅に関する組合員名義の登記簿謄本（の写し） イ 所有権移転登記後の土地に関する組合員名義の登記簿謄本（の写し） ウ 領収書又は振込み依頼書の控え（の写し） エ 現場の写真 オ 住民票（の写し）（共有名義の場合、借受人及び共有者のもの）
住宅貸付	住宅貸付	住宅の敷地の取得		ア 建築予定地に関する売買契約書の写し イ 業者への支払時期を示す書類 ウ 売主名義の建築予定地の登記簿謄本（の写し） エ 現地案内図（概要図及び詳細図） オ 5年以内の建築誓約書又は建築予定地の住宅の工事請負契約書及び平面図（の写し） カ 農地転用許可書の写し（地目が農地の場合） キ 住宅の登記簿謄本（の写し）（組合員が所有する住宅に係る借地を取得する場合）	ア 所有権移転登記後の建築予定地に関する組合員名義の登記簿謄本（の写し） イ 領収書又は振込み依頼書の控え（の写し） ウ 現場の写真 【住宅建築後】 エ 建物工事完了届 オ 現場の写真 カ 住民票（の写し）
住宅貸付	住宅貸付	増築又は改築		ア 建築確認済書の写し（確認申請を必要としない場合不要） イ 工事請負契約書又は請書の写し ウ 業務行程表（の写し） エ 業者への支払時期を示す書類 オ 増改築する住宅の登記簿謄本（の写し） カ 増改築する住宅の土地の登記簿謄本（の写し） キ 設計図（平面図）（の写し） ク 現地案内図（概要及び詳細図） ケ 着工前の現場の写真 コ 土地売買契約書、土地使用承諾書又は借地契約書の写し（共有名義・他人名義又は未相続の土地に建てる場合） サ 農地転用許可書の写し（地目が農地の場合）	ア 住宅に関する登記簿謄本（の写し）（増改築後に登記内容が変更になっている場合） イ 領収書又は振込み依頼書の控え（の写し） ウ 現場の写真 エ 住民票（の写し）

貸付種別		借用事由	申込時の添付書類（申込書に添付） 共通提出書類	借用事由及び費用が確認できる書類	完了報告時の添付書類 （完了届に添付）
住宅貸付		修理	・借入状況等申告書	ア 工事請負契約書又は請書の写し イ 業務行程表（の写し） ウ 業者への支払時期を示す書類 エ 修理を行う住宅の組合員名義の登記簿謄本（の写し）（借家等の場合その事実が確認できる書類） オ 設計図（平面図）（の写し） カ 現地案内図（概要図及び詳細図） キ 着工前の現場の写真	ア 領収書又は振込み依頼書の控え（の写し） イ 現場の写真 ウ 住民票（の写し）
	住宅介護対応住宅貸付	住宅貸付又は住宅災害貸付への加算		ア 住宅又は災害貸付の各借用事由の添付書類（の写し） イ 設計図（平面図）（の写し） ウ 要介護者に配慮した構造に係る見積書 エ 在宅介護対応住宅貸付内訳書及び在宅介護対応住宅の構造申立書	ア 住宅又は災害貸付の各借用事由の添付書類 イ 領収書又は振込み依頼書の控え（の写し） ウ 要介護者に配慮した構造のうち主な部分であって必要と判断される箇所の写真
災害貸付	一般災害貸付	水震火災その他の災害による損害		ア 被災証明書 イ 請求書又は見積書（の写し）	
		盗難による損害		ア 盗難届の証明又は盗難届の番号通知の写し イ 請求書又は見積書（の写し）	
		交通事故による損害		ア 交通事故証明書の写し イ 請求書又は見積書（の写し）	
		水震火災その他の災害による住宅又は敷地の5分の1未満の損害による小規模の修理		ア 被災証明書 イ 請求書又は見積書（の写し）	
	住宅災害新規貸付 住宅災害再貸付			ア 住宅貸付又は在宅介護対応住宅貸付の各借用事由ごとの添付書類（の写し） イ 被災証明書 ウ 写真	ア 住宅貸付又は在宅介護対応住宅貸付の各借用事由ごとの添付書類（の写し）
特別貸付	医療貸付	医療保険適用の療養に係るもの		ア 請求書又は見積書（の写し）	ア 領収書又は振込み依頼書の控え（の写し）
		医療保険適用外の療養に係るもの		ア 見積（請求）明細書 イ 診断書又は療養に要する証明書（の写し）	
		診療以外に係るもの（付添料、通院費）		ア 契約書又は請書の写し イ 請求書又は見積書（の写し） ウ 診断書（の写し）	
	入学貸付	入学金の費用 当初学校に支払う入学金以外の費用 住居の確保		ア 合格通知書又は入学許可書の写し イ 請求書又は見積書（の写し） ウ 契約書又は請書（の写し）（住居の確保の場合）	
	修学貸付			ア 在学証明書（当該年度の証明） イ 請求書又は費用明細書（の写し）	
	結婚貸付			ア 戸籍謄本又は住民票（の写し）（入籍後） イ 仲人の証明書又は結婚式の招待状（の写し）（入籍前） ウ 請求書又は見積書（の写し）	
	葬祭貸付			ア 戸籍謄本又は住民票（の写し） イ 請求書又は見積書（の写し） （葬儀費用、法事等の費用総額及び支払期日が確認できるもの）（墓地・墓石購入費用等の費用総額及び支払期日が確認できるもの）	

貸付種別	借用事由	申込時の添付書類（申込書に添付）		完了報告時の添付書類 （完了届に添付）
		共通提出書類	借用事由及び費用が確認できる書類	
高額医療貸付			ア 請求書又は領収書（の写し）	
出産貸付			ア 貸付規程第三条の二第四項第一号に規定する組合員にあっては、母子健康手帳又は出産予定日まで二月（多児妊娠の場合は四月）以内であることを証明する書類（の写し）（いずれも出産予定日及び出産する者の氏名の記載があるものに限る。） イ 貸付規程第三条の二第四項第二号に規定する組合員にあっては、次の書類（の写し） (1) 母子健康手帳又は妊娠四月以上であることを証明する書類（いずれも出産予定日及び出産する者の氏名の記載があるものに限る。） (2) 一時的な支払いに要する費用の内訳のある医療機関等からの請求書又は領収書	

(2) 互助会

ア 会員資格

区分	請求（報告）書名	根拠	添付書類名	請求（報告）期限	注意事項
資格の取得	会員資格取得届書 （様式第１号）	会員に関する規程第３条 諸様式指定要領		速やかに	共済組合組合員資格取得届書と兼用
資格の喪失	会員異動報告書 （様式第３号）	会員に関する規程第８条 諸様式指定要領	会員証	速やかに	共済組合組合員異動報告書と兼用

イ 掛金

区分	請求（報告）書名	根拠	添付書類名	請求（報告）期限	注意事項
互助会掛金		定款第 51 条 会員に関する規程 第 11 条、第 12 条		給料支給日 （個別の振込による払込期限は毎月末日）	・常勤職員（短時間勤務再任用職員を含む） 給料月額の 0.6%（被扶養者有） 0.45%（被扶養者無） ・短時間勤務再任用職員以外の短時間勤務職員 標準報酬月額の 0.53%（被扶養者有） 0.4%（被扶養者無）

ウ 給付

区分	請求（報告）書名	根拠	添付書類名	請求（報告）期限	注意事項
病気療養見舞金	病気療養見舞金請求書 （様式第8号の1）	互助会給付規程 第８条第５項	診療報酬領収済明細書など、会員が負担した額を証明する書類	時効２年 （互助会給付規程第６条）	共済組合療養費請求書と兼用
死亡弔慰金	死亡弔慰金請求書 （様式第 13 号の 1）	互助会給付規程 第 13 条第３項	被扶養者でないとき戸籍抄本、死亡診断書（又は埋火葬許可書の写等死亡の事実のわかる公的書類）	〃 （ 〃 ）	共済組合埋葬料請求書と兼用
災害見舞金	災害見舞金請求書 （様式第 12 号の 1）	互助会給付規程 第 12 条第５項	家財の損害内訳書 その他証拠写真等	〃 （ 〃 ）	共済組合弔慰金請求書と兼用
休業見舞金	休業見舞金請求書	互助会給付規程 第９条第３項	休職発令辞令の写し	〃 （ 〃 ）	
介護支援金	介護支援金請求書	互助会給付規程 第 10 条第３項	休暇簿及び出勤簿の写し	〃 （ 〃 ）	
育児支援金	育児支援金請求書 （様式第 11 号の 1）	互助会給付規程 第 11 条第３項		〃 （ 〃 ）	共済組合育児休業手当金請求書と兼用
遺児育英資金	遺児育英資金請求書 （様式第 13 号の 1）	互助会給付規程 第 14 条第３項	被扶養者でない場合は、戸籍抄本、高等学校等の生徒は在学証明書が必要	〃 （ 〃 ）	小学校入学前の乳幼児、小学校の児童、中学校の生徒、高等学校等に通う 18 歳未満の生徒